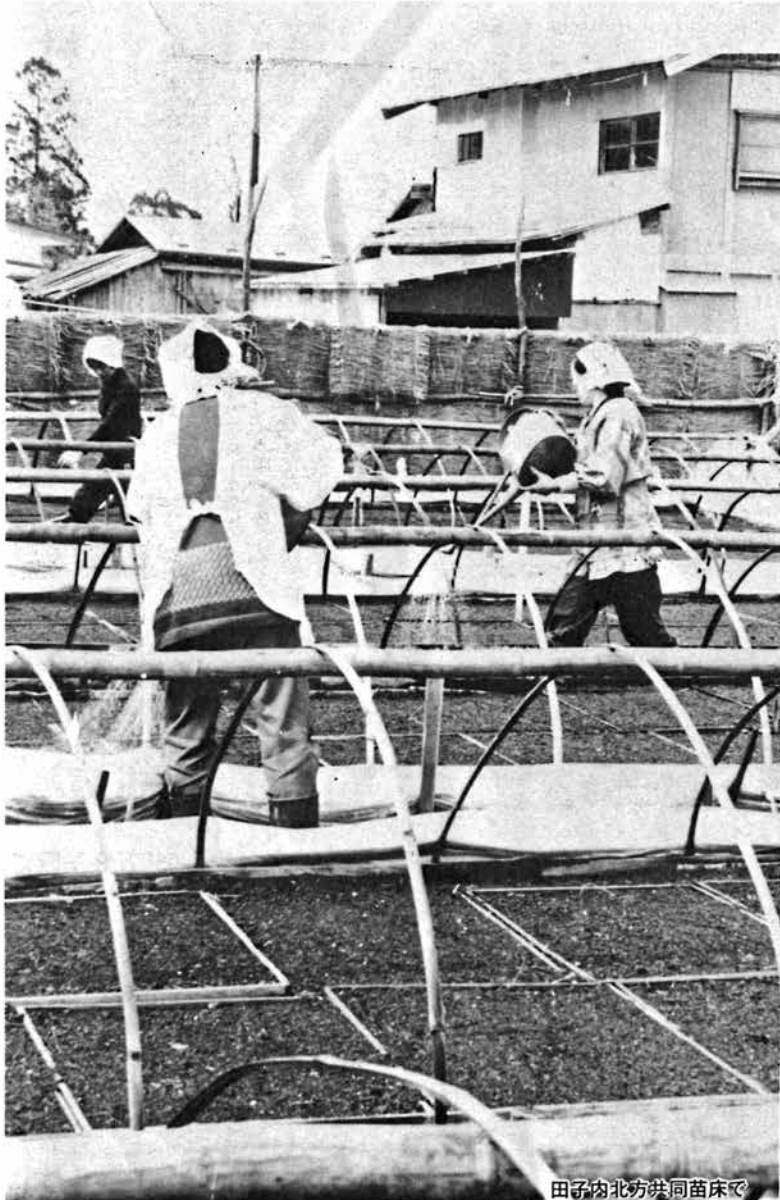


議会だより

発行・編集
 東 成 瀬 村 議 会 局
 議 会 事 務 局
 電 話 2332 番
 印 刷
 (株) 増 田 印 刷 所



田子内北方共同苗床で

苗床管理 さかん

春の陽差しを受けて、共同の葉たばこ苗床管理に一生けんめいでした。
 三月定例議会では、苗代などの除雪に対し村補助できないかとの質問に、色々な事情で補助する考えがないと答弁された。
 自力で除雪し、所得向上に努める姿には心地よい力強さを感じた。

3月定例議会開く

村議会3月定例会は、3月6日招集され、会期は6日間で条例24件、請願、陳情4件を審議し、原案どおり可決また、採択として終わりました。

招集日の村長施政から始まったこの定例会は、9日には一般質問がなされ、新年度予算等も含め、活発な意見の中にも慎重な審議がなされました。

村長施政

から

前に数回にわたり、多額の経費を要する建設的、基盤的事業は殆んど終わり、五十六年度からは平年度的な予算が組めるだろうと言いつつ続けてきましたが、各課からの要求額は十八億三千五百万円。総務課長査定十六億三千八百万円のことを受けて、次のことを基本的に優先して査定に入りました。

継続事業、有利な起債と補助につなげる事業、急を要する事業、事故対策費用、水田再編に関するものなどを重点に、結果的に前年度当初予算に比べ五百万円減の十五億六千四百万円の予算となりました。前年度より五百万円減となり、低迷、消極予算と思われるかもしれませんが、財政調整基金積み立て金四千三百万円から三千万円の繰り入れも余儀なくされました。しかし、人件費、物件費は極力おさえ、全予算に対する各課の構成比率は他町村と比べて決して不健全なものでないことを確信しております。七千万円の税金で十五億の予算を組むことはなみだいでいではないことだと思えてなりません。

常勤、非常勤特別職の待遇改善については最後まで検討しましたが、前述の財政事情から今回は見

送らざるを得ませんでした。

栄養士、村単講師を増員

田子内保育所から公立保育所の移行に当たり、給食が実施される訳ですが、給食婦一名は学校給食センターから異動するように予算措置をしました。なお、栄養士は一名増員となります。

大柳小学校は、小規模複式のため昨年より村単講師を置きました。五十六年度は椿川小が同じ条件になるため、再三陳情を受けましたが、財政上一たん見送りもやむなきに至りましたが、教育関係予算内の調整により村単講師の実現をみました。

財政調整基金高

財政調整基金についてご報告致します。

一般会計財政調整基金は、先程申し上げたとおり、四千三百万円ありますが、五十六年度予算へ三千九百五十万七千円となり、残高は一千九百九十五万七千円となっております。土地開発基金は、現金として一千三百三十六万九千五百七十三円となっております。国保財政調整基金は、三千四百九十万三千六百二十五円から今回の予算に四百九十万三千六百二十五円となり、九十九万三千六百二十五円となります。簡水財政調整基金は、二千二百四十七万七千七百円のうち、一千四百四十七万七千七百円を繰り入れ、残り八百八十七万七千七百円となっております。

55年度 予算を補正

一般会計 16億2,036万8千円に



除雪費補正増1千100万円

二十万円。今まで農協で経理しておりました村の畜舎の預託料及び牧場の放牧料を村一般会計に入れたための歳入増一千六十九万九千円。預金利子増百万円。財政調整基金からの繰入金減四百万円などです。

歳出増減の主なもの、畜産施設運営委託料一千六十九万九千円(歳入増となったものを農協へ施設委託料として支出するもの)。農道等整備機械借上料減二百万円。除雪機械借上料増一千百万円。起債前借分利子増二百八万三千円。簡水特別会計繰入金増二百七十八万八千円。国保(施設)特別会計繰入金増三百二十九万九千円等と項目内、事業内の組み替え補正となっております。

なお、各特別会計補正額等は次のとおりとなっております。

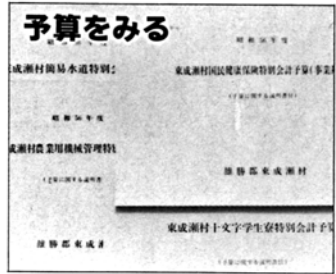
- ①①は今回補正額②は補正後の額
- ・国保(事業勘定)特別会計
 - ①一千二百一十一万二千円
 - ②一億一千五百一十七千円
- ・国保(施設勘定)特別会計
 - ①四百七十八千円
 - ②一億四千五百六十四千円
- ・簡水事業特別会計
 - ①一十七万七千円
 - ②一億四百四十七万五千円
- ・十文字学生寮特別会計
 - ①一四十九万一千円
 - ②一八百七十七万六千円
- ・農業用機械管理特別会計
 - ①一三十二万円
 - ②一十二万三千三百一十千円

五十五年度村一般会計補正予算

これまでの歳入・歳出予算総額に一千三百六十七万二千円を追加して、予算総額を十六億二千三百六十八千円としたものです。

歳入増減の主なもの、村民税増百八十九万九千円。固定資産税増百三十四万一千円。地方交付税増百

56年度 特別会計



のとしてくるもの)は一億三百二十万九千円で、歳入比率四十八パーセントになっております。このほか、調整交付金、臨時財政調整交付金等の国庫補助金が三千五百十九万三千円。国保財政調整基金繰入金四百万円が主なものであります。

つております。歳入は、各戸からの水道料金五百七十三万一千円。水道事業起債に対する各戸負担金八十五万八千円。香沢簡水水源改良国補助九百三十四万二千円。一般会計からの繰入金六百万円。香沢簡水事業債

一千万円が主なものです。歳入は、香沢簡水水源改良工事費二千五百三十万二千円。が主なものです。五十六年度村十文字学生寮特別会計

歳入・出予算総額は八百七十七万八千円となっております。五十六年度村農業用機械管理特別会計 歳入・出予算総額は八百七十七万三千円となっております。

五十六年度村国保(事業勘定)特別会計予算

この会計には、国保の被保険者が納める国保税が歳入として入っております。主な事業は、被保険者が医者等にかかったとき、その診療費用の七割の分を病院等に支払うことなどをしているものであります。

歳入・出の予算総額は二億一千四百五十万五千円で、昨年度当初予算に比較し五・三パーセントの伸びとなっております。

歳入は、診療報酬収入三千九百三万六千円(国保分二千六百八十八万六千円、社保分八百七十四万円)一部負担金(個人が窓口で納める金額)四百十九万九千円)が九十六パーセントを占めております。歳入は、医師報酬、看護婦等給与及び、医薬品、衛生材料費が主なものです。

五十六年度村簡水特別会計予算 この会計は、村の簡水事業を整理しているもので、歳入・出予算総額は三千四百八十四万六千円とな

条例改正など原案可決

五十六年度村国保(施設勘定)特別会計予算

この会計は、診療所を運営するための特別会計です。歳入・出予算総額は、四千七十七万円で、昨年度当初予算と殆んど同額となっております。

歳入は、診療報酬収入三千九百三万六千円(国保分二千六百八十八万六千円、社保分八百七十四万円)一部負担金(個人が窓口で納める金額)四百十九万九千円)が九十六パーセントを占めております。歳入は、医師報酬、看護婦等給与及び、医薬品、衛生材料費が主なものです。

五十六年度村簡水特別会計予算

この会計は、村の簡水事業を整理しているもので、歳入・出予算総額は三千四百八十四万六千円とな

議会の議員その他非常勤の職員が公務災害補償等に関する条例を改正 この条例は、議員、委員会の委員、監査員、審査会、調査会委員等の非常勤の者が、公務上の負傷等の非常勤の者が、公務上の負傷疾病、死亡又は通勤による災害等にあつた場合に補償することを目的とする条例です。 今回の改正概要は、遺族補償年金額改正、身体障害評価改正、一時資金支給制度増設等の改正です。 東成瀬村一般職の職員の給与に関する条例を改正 これは、寒冷地手当支給についての字句の改正です。 東成瀬村立保育所に関する条例を制定 五十五年年度で、田子内(定時制高校前)に公立保育所を設置することで条例を制定したものです。 この保育所は、村広報三月号でも紹介されたとおり、「やまゆり保育所」と名づけられました。

東成瀬村中小企業振興融資幹 旋に関する条例を改正 この条例は、村内中小企業者が事業運営上必要な資金を貸付するためのものです。これまでの貸付限度額一人二百万円から三百万円に引き上げたものです。 畜産振興資金融資幹旋に関する条例を改正 この条例は、村畜産農家が肉用牛の購入資金を必要とするときに貸付けするためのものです。 改正内容は次のとおりです。 「貸付の最高限度は、一農家三頭以内で二頭当たり二十万円、利率年九パーセント以内、貸付期間七年以内とし、この期間の利子は村長が補助する」を、「貸付の最高限度は、一農家三頭以内で一頭当たり購入額の八十パーセントを限度に、利率九パーセント、貸付期間五年以内とし、二年据置三年均等償還とする。この期間の利子は貸付額の五十パーセントを限度に村長が補助する」に改正したものである。

工事請負変更契約の締結 五十五年六月三日に可決された新農構滝ノ沢ほ場整備工事請負契約の中で、請負契約額に変更があり議会の議決を求めたものです。変更を可決された内容は次のとおりです。 ○ほ場整備百二号工事 ・請負契約額 参千三百万円を 参千四百二十六万 六千円に変更。 ○ほ場整備百四号工事 ・請負契約額 五千四百八十五万円を五千六百参十万八千円に変更 東成瀬村大字棒川地区の区域を変更 手倉地区ほ場整備を実施したことにより、字菅沼瀬と字八幡下の字境を変更したものです。 収入役の再任に同意 三月三十一日で任期満了になる現吉田佐内収入役の再任に同意したものです。(村広報三月号に掲載)

一般質問

三月定例議会の一般質問は、九日に行われた。
 今回の質問者は二名の議員で、佐藤長治郎議員は①簡水水源地利対策②苗代除雪助成③東小スキー場整備④部落座談会開催について、後藤作議員は①村債対策②村内業者育成③役場事務筆耕対策④田子内簡水不備⑤岩井川流雪割溝——について質問された。

簡水未給集落水源不足の対策は



問―簡水水道の未給水地区の部落は、それぞれ将来の計画を立てておくことでしようが、住民がいくら望んでも水源に乏しい集落では簡水設置が容易でないと思います。このような集落に対し、行政の力でなんとかならないものか。また集落に適当な水源がない場合に沢水を利用することについての考えなどを伺いたい。

民生課長―簡水事業を進める場合第一に検討するのは水源であり、今までの簡水はわき水を調査して

十分水量があるか、或いは水質検査に合格するかを検討する訳です。水質基準に合格するには浄水装置が必要となります。この装置は水の状態にもよるわけですが、普通緩速ろ過、中速ろ過、急速ろ過装置があり、本村の場合緩速、中速ろ過で十分だというのが専門家の意見でございます。わき水と流水を利用した場合は浄水装置が不要な訳です。流水（沢水）の場合は雨が降ったりしますと汚濁しますのでこれをろ過する必要があります。ここで、この経費が五十六年度単価で三百人程度を予想した場合、一施設に対して緩速ろ過の場合大体五千万から五千五百万円ぐらいかかり増しするだろうと言われます。

維持費は、最低月四、五万円。急速ろ過では八万から十万円近くかかるだろうと言われております。従って、村としては浄水装置を

付けることは管理上も困難であり

ますので、わき水を利用した今までの自然流下方式で関係者の人々と協力してその地区から水源を見つけるようにしたい。比較検討してもなおかつ沢水がよいとすればそれでもよい訳ですが、非常にかかり増しすることは事実であり、今後水源を見つけるようなことを検討したいと考えます。

再問―今の説明で、水源が不足な地区に対しては他地区からでも考えてみましょうと受けとめました

がそれでよいでしょうか。
 私の言うのは、地元でいくら水源を探してもない場合は、余つてる地区からもらえるような行政指導をしていただけないかということ。例えば、猿橋沢、前山でもし水源があったらお願いできないかというようなことです。
 民生課長―特定の地区をさして言うのでなく、そういう地区があつたとすれば関係者の皆さんと調査しながら進めてまいりたいという

ことであり、このような場合でも遠距離になった場合は、浄水装置とわき水装置のどちらが良いかを比較検討する必要があると思いま

東小スキー場整備の進行状況は

問―東小スキー場整備について、一昨年十二月定例会では、もう少し時間を貸してほしい。生徒には迷惑をかけないと答弁してありますが、また、昨年三月議会では、土地所有者が出稼ぎ中なので帰りにだい協議し段差解消に努めると言っております。私どもの希望は、段差解消、立木除去、東側杉の一部と長ね沿いの雑木除去でありますので、どのような考えをもつてるか伺いたい。

す。行政指導でやれでなくして、担当部落の人々と協力して調査を進め、良い水源を見つけていきたいということ。す。

教育長―現在のままでは段差をならすことができないと思っております。村当局に伺ったところ、昨年五月に買うことで測量して交渉したが価格が折り合わないでそのままになっているのでした。土地千七百七十八平方米、立木十一本を交渉の対象にしているとのことでしたが、関係者の皆さんのご協力を得て整備したいと思っております。



東小スキー場
今年もブルで段々をならした

部落座談会等で

住民の声を聞くべきでは

問―毎年、五年前を見通して部落の要望事項を出させているが、行政と住民のつながりをより強くするために、年一回は集落ごと

の懇談会を開くことは非常に意義あると思うので、広く住民の声を聞いてという村長の意向にそって各集落に向いて、住民との対話ができないか伺いたい。
 村長―住民の声を聞き行政に反映することは非常に大切なことと思っております。しかし、色々な事情によ



人力で苗代除雪をしていた

問―豪雪の年でもあり、ブルドーザーで苗代除雪を行った場合に使用

もつものと思われる。このような負債となった背景には国及び県の政策或いは財源配分に重大な問題

増大する村の借金返済対策は

問―今までに地方債と言われる村の負債が非常に累積していることで住民が心配している訳です。先日の五十六年度予算説明でも、村の負債累積は約二十億円で、一戸平均で二百二十万円という大きな額になっているとのことであった。この累積は行政実績である訳ですが、同時に行政評価とも深くかかわり合っている

があることも否定できないと思います。市町村は、自治体の末端組織であり、実に広い範囲にわたる仕事をやっております。五十二年の全国の仕事の量をみてみますと県と市町村がその七割を受け持っています。本来、これにふさわしい自主的な行財政力が必要な訳ですが、国の財源配分はいわゆる三割自治といわれる現制度に更に国の委任事務に対しても十分な経費をみないために、超過負担という村の持ち出しが強いられています。また、交付税の税率を引き上げる

ことになつてもかかわらず、現在の三十二パーセントにすえ置いたままで、今の国と地方の財源配分のみでは、補助金及び地方債に頼らざるを得ないようになっています。政策的意図さえうかがえます村としては、有利な起債と言えども、負債には変わりがないので、返済方法を明らかにすると同時に交付税率を三十二パーセントから四十四パーセントに上げることや、超過負担解消の運動を進めていく必要がないか、この点伺いたい。

で約一千万となつております。これの返済では、過疎債は元金、利息の七割、辺地債は八割、災害復旧債は九割五分が交付税で村に返ってくることになっております。また、公有林整備債は一億八千万円借りていますが、利率が三分五厘で二十年すえ置き、十年償還となつております。金利面でも、六分五厘以下が四十五・九パーセント七分五厘以下にしますと起債の八十九・八パーセントとなつてい

ます。市町村は、自治体の末端組織であり、実に広い範囲にわたる仕事をやっております。五十二年の全国の仕事の量をみてみますと県と市町村がその七割を受け持っています。本来、これにふさわしい自主的な行財政力が必要な訳ですが、国の財源配分はいわゆる三割自治といわれる現制度に更に国の委任事務に対しても十分な経費をみないために、超過負担という村の持ち出しが強いられています。また、交付税の税率を引き上げる



村長―景気をよくし失業者を出さないために仕事をどんどんやれ、福祉の後退はいけない、借金はするな、減税をと両極端なことがからみ合っているのが現在の風潮な訳です。仕事をやり、財源がなければ借金しなければならぬことで、行政を進める首長の一番の悩みの種だと思えます。本年度末の本村起債額は、お説のとおり二十億近くになる訳ですが村の場合、過疎債で借りている金額が七億五千八百余万円、辺地債



将来の起債に当てる財源とも言えると思えます。貨幣価値からしても年々低下していくので、将来の借金返済においても楽になるものと思っております。この借金返済は、村の各世帯から徴収して返済するものでなく、村の返済方法、財政対策によって返済するもので、この点一般の方々のご心配をなくしていただきたいものと思えます。この起債が大きくなったことを私なりに分析させておりますが、私の役場に出る前年の四十年の起債は六百七十万円でした。その当時の村の実態は皆さん十分想像できると思えます。その後、国の経済高度成長に入り、それに乗りながら村の後進性打閉に仕事を重ねてきました。その積み重ねが現在の起債になっている状態でございます。

起債については、数回質問を受けた訳ですが、今申し上げた実情から、巨額の起債であるが有利なものが多く、また、財産造成のための起債も含まれていることと、

大きな事業も殆んど終わつたので借金も五十九年ころを最高に、その後下降線をたどっていくものと思ひます。しかし、二十億円の起債は事実でありますので、これについては皆さんとも心配しながら対処していかなければならぬと思ひつています。

再問—起債そのものがいけないというのではない訳です。今までの村の仕事の実績が起債を伴つてきたことで、これが菊地村政の全面的評価につながるかは別として、国と地方の財源配分の面で非常に問題がある訳です。これに対する村長の姿勢が余りにも消極的で、村長等の会合では常に要望してると言ひが、実際四十九年から五十四年までの決算を拾つてみますと、毎年起債が増えてきてるが、これに対する交付税は非常に少ない。つまり、起債の上昇率と交付税上昇率のバランスがとれないようにみられます。これら国との関係はどういうことになるか。いずれ、国ではしめつけをしてきておるがしかし、村の施策を充実していかなねばならぬ、当然起債が必要になつてくる訳です。

うな方向での借金返済ということはずまい考えではないかと思ひます。

このような財源配分に対して、一地方の小自治体としても政治的に目を向けて改善を要望していく必要があると思ひがいがなもので伺ひたい。

村長—交付税等について村長は積極的でないとのことですが、財政の裏づけについては、助役や各課長が県庁等へ行き積極的に検討しておりますので心配はないと思ひます。ただ、事業が多いのに交付税が少ないとのことですが、交付税は一定の基準でくるもので、事業が多い年に多くくる性質のものではありません。

それから、返済について、貨幣価値が下がっていきばいくらか楽になるのではないかと申した訳で、それとからめて物価ということですが、この物価と借金返済はからめないでいただきたいと思ひます。単純に申しますと、明治時代の一円は相当高価なものであつたと思ひますが、今それを返済すると仮定すればアルミ一つでできるという意味で申したものです。

事務筆耕者に

手当を考へるべき

問—村の職員数は条例により決められておりますが、なおかつ行政需要を満たすことができない場合単純な事務については臨時的に事務筆耕を雇つておりますが、その

雇用期間が長く続く場合は当然職員を採用するなりして対処しなければならぬと思ひます。しかしこの事務筆耕が一年以上長期に務めて正職員の代わりとなり大いにその役割を發揮している時に、ますますその任務を励まし努力してもらふ意味においても賃金以外の手当を支給すべきと思ひが、いかがなものか伺ひたい。

村長—村では、極力職員定数をおさえておる訳ですが、その年、時期によつて仕事が増えることがありそのような場合は極力筆耕を雇つております。これらの人々に対しては最低賃金制を十分考慮に入れておりますが、質問者の言うような措置はしておりませんし、私としては今のところ考へておりません。

村内業者指名を優先に

問—村工事の発注については、村内業者育成の立場から優先的に村内業者指名を願つてゐるが、一月に予算措置した岩ノ目沢及び松ヶ沢の災害復旧工事入札に際して、村外業者を指名し、その一つが落札したと聞かすが、単純なしかも白雪の仕事のない時になぜ村外業者を指名しなければならなかつたかこの点を伺ひたい。

建設課長—村の建設工事発注は、八十九パーセントが村内業者が請負つております。村工事の発注は従来どおり村業者を優先すること

村内業者優先に



は変わりませんが、工期の厳守、工程表の提出、二次製品の使用承認願ひ等に対し指示を必要とする業者がみられます。特に、発注した工事は年度内に完成させたいと考へております。

岩ノ目沢と松ヶ沢の工事になぜ村外業者を指名したとのことですが、工事着工は五十五年で工事費の支払いは五十六年度であること。完成は融雪前にしていただきたいこと。また、国庫補助対象工事であり、会計検査等ありますので工期の厳守、業者の内容等を助案しまして村外業者一名を指名したということですが。

再問—村内業者を二名指名したことは実績があることと思ひ、村民の利益を守ることを考へるべきと思ひ訳です。村外の大きい業者を指名すれば必ず落札という前提

で参加してくるとも考へられるので、村内業者優先の考へであるならばなぜ村外業者を指名しなければならなかつたかということですが、建設課長—先ほども申したとおり工事着工は入札後すぐで、支払いは国庫補助が入る五十六年度というようなこと。また、会計検査対象事業は我々も神経を使うことも事実であります。村内業者の工事内容と実績等も合わせて考慮して村外業者も指名したということですが。

助役—工事はすぐやる、支払いは五十六年度と課長の申したとおりです。このような関係上、村内業者でもよいでしょうが、村外業者を一名入れたということです。

村内業者育成については、五十六年度予算で大沢、滝ノ下線開設工事費四千万円に対し村で一千万円を負担する訳ですが、工事費が四千万円以上になりますと、県の規定でB業者は入札に入れないというです。そうなるということは村内業者が入ることができないことになる訳です。それで、この工事費を三千万円にすればB業者が入れることになります。このような関係上、予算は多くいただきたいし村内業者を考へると事業量を減らさなければいけないという矛盾が出てきます。このようなことに今後どう対処すればよいかを検討しなければならぬと思ひます。この点もお含みの上ご理解をいただきたいと思ひます。

岩井川地内側溝水つき対策は

問―岩井川部落地内の国道三四二号線沿いの流雪側溝が布設されておりますが、今では年中雪づまりを繰り返している。先日の会議での土木所長の見解では岩井川地内の改良は当分ないとのこと。また、流雪溝を改良しても流末処理が完全でなければ機能が発揮しないと思います。この流雪溝に遠藤堰の水を利用するとなれば水量不足が予想されるが、五十六年度に施工する遠藤堰改良工事について、設計変更して水量不足を解消できるような大きめのものを布設すべきと考えますし、このようなことを県に対し陳情なりをすべきと思うが、お考えを伺いたい。

村長 岩井川の国道側溝は、一部流雪も含めたもので秋田県で流雪溝第一号とも言われたものです。地元からも喜ばれ延長工事も進めたいですが、深さや流末溝等の不



夏はよいが冬になると水つきが多くなる(岩井川で撮る)

備であちこちで水つきがしたと聞いております。横手市では、流雪溝について一部住民負担というよくな考えで、住民負担を納得された地区には優先的に進めているようです。

横手市では、時間と地域を区切って投げ、大きなかたまりは細かくくわいて流すことを固く守っております。要は、立派な施設も必要だと思えますが、地域の人が話し合い、考え合えば解決する問題ではないかと思えます。勿論適量の水は確保しなければならぬと思いますが、このようなことを地域の方で計画を立ててやつていただきたいと思えます。岩井川地区において、側溝等不備な点がある場合は雪消えを待つて対処したいと思えます。

田子内簡水の不良改善は

問―田子内簡水は開設以来色々な故障があるようですが、まだ改善されないことは残念と思う。例えば、上野地区は断水時に泥水が入

つてきて風呂へ二、三杯流さないと使えないので、この場合の水道料金はどうなるのか。また、水圧も非常に低く、自分で水を引いた方がよいとの声がある。一方、一ノ沢地区では、まったく空気だけなため、殆んど使わないという声もあります。このようなことに対して、色々技術的なこともあるかとも思いますが、不滴を解消すべきでないか伺います。

民生課長―田子内簡水は、四十九年布設当時の一日一人当たりの給水量は百五十リットル計算でしたが、現在の厚生省基準は二百五十リットルを訳です。田子内地区はその後色々な施設が増え非常に給水量が増大しております。そのような事から給水と集水のアンバランスが生じ水圧不足の一因になっているのでないかと思っております。

水圧は、送水管の中に水が満ちたんで各家庭において一、五キロ以上あればよい訳ですが、当初設計では各家庭で四キロありました。これは、高台地区の上野地区、一ノ沢地区でも四キロ以上あった訳ですが、給水量が多くなつてくると水量不足となり、即水圧不足ということが考えられます。

今後、水源地でのオーバー水を配水池の方でオーバーさせることも効果的ですので、導水管の増設等も財政的側面から検討を加えながら調査して対策をとっていきたいと思っております。



再問―田子内簡水について、そういう力があるだろうと、まだはつきり状況をつかんでないような答弁のようです。一ノ沢地区は相前からそのような状態であり、全々使ったことがないとの話でした。布設当時からそうだとするとこれは技術的なこともあると思うし、今は給水量が多くなつて水圧が下がってきているということにはならないと思えます。

また、家庭で一、五キロあればよいとのことですが、消火栓の場合も一、五キロでよいものか伺いたい。

民生課長―そのような地域も含めてまして調査検討する必要があると申し上げたものです。

水圧については、家庭の蛇口及び消火栓においても一、五キロが基準です。あくまでも、その末端が一、五キロで設計時点と竣工時点では十分な数値を示していたということですが。

ひとくくメモ

請願と陳情のの違い

最近、本村議会に対する請願、陳情が多くなってきておりますがこれの提出にあたって、議会事務局に対し色々問い合わせがありまして、請願、陳情について概そのことを掲載してみます。

○請願と陳情の違いなど

議会に対し、特定の事項に関して事情を述べて適当な措置をとってもらふよう要求するという目的は請願も陳情も同じである。議会に対する請願は文書で行い紹介議員が必要であるが、陳情には紹介議員が必要としない。つまり、請願書には、請願の趣旨、提出年月日、請願者住所氏名(組織名含)を記載し押印が必要であるし、紹介議員(一人でよい)は表紙に署名又は記名押印しなければならぬ。陳情の場合は、陳情趣旨、年月日、署名又は記名押印だけよいことになりす。なお、陳情者は一名でも数人でもよい。

ただ、議会において請願、陳情が採択(可決)された場合即陳情が満たされるというものではない殆んどの願意は村行政に対するものである。議会としては願意を満たすべきと決定しても、村行政において財源等から即実行することができない場合があるからである。村長においても議会採択即実行の法的拘束はない。

意見書を提出

「道路財源確保に関する意見書案」及び「営林署等の廃止統合に関する意見書案」が議員提案され可決となり、提出された意見書の概要は次のようになっております。

営林署の廃止統合に関する意見書

政府は「国有林野事業改善特別措置法」により、国有林野事業経営改善を打ち出されておられ、また昭和十五年十二月二十八日に林野庁は、国有林財政悪化から「昭和五十六年度において七営林署の廃止統合を行う」としたところであるが、国有林は国民共有の財産であり、地域林業発展、治山治水等に大きく貢献している現状から営林署等の廃止統合はその地域、立地条件を十分考慮の上、善処されることを要請いたします。右、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出いたします。

昭和五十六年三月十二日

東 成 瀬 村 議 会

内閣総理大臣、行政管野庁長官、農林水産大臣、林野庁長官、秋田営林局長 宛。

道路財源確保に関する意見書

一、今後における道路予算を大幅に増額すること。
二、揮発油税、自動車重量税等、道路特定財源は引き続き絶対に他に転用しないこと。
三、地方公共団体の道路財源を強化すること。
右、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出いたします。

昭和五十六年三月十二日

東 成 瀬 村 議 会
内閣総理大臣、大蔵大臣、建設大臣 宛。

議会は気軽に傍聴しよう!!

情 陳 願 請 し ん ぎ

新秋田空港開港記念「第七回秋田県商工会、商工青年婦人の翼」に参加団員の助成に関する陳情
陳情者 秋田県商工会
会長 連合会
田口鉄
蔵外2

審議の結果 採択と決定
1 / 16 臨時議会
1 / 19 県議長会役員会
畜産協議会

議会日誌から
(議会側から出席したもの)

増田営林署存続に関する請願
陳情者 全林野労働組合秋田地方本部増田営林署分会
執行委員長 佐藤貞雄
紹介議員 鈴木圭作氏
審議の結果 採択と決定

3 / 3 松喬苑増床竣工式(羽後町)
3 / 5 議会運営委員会
3 / 6 三月定例会招集
3 / 11 同 終了
3 / 17 猟友会巻狩
3 / 18 樺小卒業式
3 / 19 東小、岩小、大小卒業式
3 / 20 郡議長会
3 / 23 中央病院隔離棟竣工式
村畜産講習会
3 / 26 広域議会
3 / 29 岩井川スキー大会
3 / 31 出稼者東京集会反省会
4 / 4 小学校入学式

編 集 後 記

豪雪と言われた今冬も、春の暖かい陽差しによってほとんど雪が消え春作業の忙しい時季となつてまいりました。
当議会だよりは、四十七年七月に発行されてから今号で三十五号となりました。発行以来、住民の皆さんにより親まれる「議会だより」を旨としてまいりましたがなかなか至難で落ちどころが多縮しております。

今回、四月の役場人事異動により、佐々木健夫(民生課(異動))にかわり、佐々木俊朗(議会事務局長)が編集を担当することになりましたので、今号で以上にご愛読下さって、不備な点をご指摘いただき、より良い議会だより発行にご協力いただければ幸いです。



佐々木菊松氏

人権擁護委員に
佐々木菊松氏 適当と認む

東成瀬村人権擁護委員として現同委員である田子内佐々木菊松氏を推せんしたい旨、村長が議会に意見求めたものを、議会においては適当と認められました。

村中小企業振興融資限度額引上げに関する陳情 村中小
陳情者 東成瀬村商工会
会長 伊藤 誠也
審議の結果 採択と決定

2 / 23 一日営林署
2 / 24 水田再編会議
2 / 25 商工会との懇談会
2 / 27 県議長会定期総会
魁新報支局長送別会

榑川小学校に対し村費負担額師配置に関する陳情
陳情者 榑川小PTA
高橋金五良外41名
審議の結果 採択と決定

1 / 26 成瀬ダム、板戸ダム期成同盟会総会(横手)
1 / 29 議会教民委勉強会
1 / 30 事務局局長会議
2 / 6 東小スキー大会
2 / 10 成瀬大学
2 / 15 出稼者東京集会(議長)